

(5) 昭和40年度福生町公益質屋基金

(6) 昭和40年度福生町用品調達基金

(7) 昭和40年度福生町水道事業会計

5. 結 果 関係帳簿及び証書類を審査の結果、適正であることを認める。

6 参 考 昭和40年度7月分歳入歳出現計表

(単位 円)

	6月末有高	歳 入	歳 出	7月末有高
一 般 会 計	87,995,814	27,911,174	17,010,807	98,896,181
国 保 会 計	10,984,622	1,793,296	4,575,769	8,202,149
と畜場会計	△1,010,942	2,169,555	1,130,261	28,352
区画整理会計	△480,066	0	190,852	△670,918
公益質屋基金	193,200	625,750	585,700	233,250
用 品 基 金	431,019	104,244	160,307	281,136
小 計	98,113,647	32,510,999	23,653,696	106,970,150
水道事業会計	13,068,528	4,616,471	6,809,276	10,875,723
合 計	111,182,175	37,126,670	30,462,972	117,845,873
39年各会計残高				△81,320,307
歳 計 残 高				36,525,566

寫

昭和四十年九月一日

西郡町村議会議長会

会長 古屋 忠 良

西郡町村議会議長 殿

陳情実行運動について

去る八月十二日立川市において開会された東京都町村議会議長会役員会において、別紙陳情事項について関係官庁へ陳情することに決定し、八月十七日、内閣、防衛庁、衆参両院、文部省、自治省、厚生省、都知事、都議会へそれぞれ陳情しましたので、お知らせします。

ミサイルホーク基地設置反対について

新住宅市街地開発法の適用区域に隣接する元造兵廠多摩弾薬庫駐留軍用地に、地对空ミサイルホーク基地が建設されるやに報道機関等から伝えられています。

このことについて、さきに東京都下南多摩郡稲城町並びに多摩町の両議会において、基地設置反対の決議をし関係当局に陳情したところであります。

両町においては再び陳情等を行い、この計画に対する反対運動を今後共強力に進めることになつています。もとより開発法に基づく新住宅市街地開発事業の目的は、居住環境の良好な住宅地を大規模に供給し、民生の安定に寄与することであつて、この精神からみれば、これらの基地建設は、この目的に相反するものであつて、附近住民の不安はもちろん、開発事業にも大きい支障となることは明らかであります。

故に、基地建設には東京都町村議会連合会長の総意においても絶対に反対するものであります。

ついでには、これらの反対理由を十分に考慮せられ善処方を強く要望します。

人口急増に伴う義務教育施設用地取得に対する財源措置について

人口急増の市町村の地域においては、人口増に伴つて地価が急騰し、校地取得費が市町村財政に重圧となり大きな問題となつてゐるのであります。

しかるに、小中学校用地取得費に対する起債については、義務教育債の枠内で、緊急と認められる一部のものに限り起債が認められるのみであり、大部分の用地取得費についてはなんら財源措置が講ぜられていないのであります。したがつて、校地取得費に対する単独起債項目を設けると共に国庫補助の対象として、全面的に財政措置を講ぜられるよう国に対し強く善処方を要望します。

国民健康保険給付改善に伴う都費補助による財源措置について

国民健康保険の財政措置については、全国市町村をあげて国保財政の窮状を政府、国会等関係方面に訴え、これが財政措置を講ずるよう強く要望してゐたところ、本年七月に至り漸く国において三十九年度分の不足について財政措置を講ずることになつたのであります。

このような実情にあつて都下市町村は、昭和三十六年四月より世帯主七割給付を実施してきたが、さらに本年一月より家族七割給付を実施し、この二割分に相当する改善分については四分の一相当額は保険税（料）で引上げ、四分の三相当額を国庫補助により財源に充当することになつたのであります。

しかるに、この国庫補助四分の三相当額は実質的にはこの額の二分の一にしか当たらないので、国の財政措置が講ぜられる以前に都は三十九年度分については、この不足額（三三五〇〇千円）を、また世帯主七割給付についても国庫補助の不足額（三七一〇〇千円）及び事務費についても、国庫補助の不足分の一部を都費補助をもつて財源措置を講ぜられたことは、都関係各意のご努力、ご配慮によるものと、深く感謝してゐるところであります。しかしながら、市町村における国保財政は今後ますます深刻化しつつあるので、昭和四

十年度以降についても国の財源措置が改善されない限り、これら療養給付費等に対する国庫補助の不足額については、都費補助をもつて財源措置を講ぜられるよう、強く要望する次第であります。

基地問題等関係懇談会了解

昭和40年7月30日

防 衛 庁

横田及び厚木飛行場等の周辺における安全措置について

横田及び厚木飛行場に隣接する区域において、関係住民の安全はかり、あわせて航空機の航行の安全に資するため、予算の範囲において下記のとおり措置するものとする。

なお、その他の自衛隊の飛行場及び駐留軍に提供している飛行のうち、ジェット機が配置されており、かつ、その離着陸の回が頻繁な飛行場についても、必要と認められる場合には同様の措置をとることができる。

記

飛行場に隣接する区域で航空法（昭和27年法律第231号）第2条に規定する進入表面の投影面と一致する区域（以下「進入表面区域」という。）又は転移表面の投影面と一致する区域のうち、防衛施設庁長官の定める建物、立木竹及び工作物等の所有者及び関係人から、他地域に移転したい旨の申請があり、かつ、その必要があると認められるときは、その移転に要する費用を補償し、及びこれに伴い必要な場合は、これらの物件の所在する土地を買収する。なお、進入表面区域については、必

要と認められる場合には、勸奨により上記の措置をとることができる。

2. 飛行場の進入表面区域のうち、着陸帯に接続する区域で防衛施設庁長官の定める区域に所在する土地（ノにより買収する土地を除く。）については、必要に応じ買収することができる。
3. 飛行場の進入表面区域のうち、防衛施設庁長官の定める区域において、将来新たに住宅等が建築されないよう、必要に応じて適切な措置をとる。
4. ノの移転を円滑に行なうため、必要に応じ、その対策について各具体的事例に即して関係各省庁は、協議し、その促進のため協力するものとする。

理

由

政府は、自衛隊の飛行場及び駐留軍の用に供している飛行場の周辺における危険及び騒音の防止措置については、これまで個々の飛行場について必要のつど閣議決定その他の措置により進入表面及び移転表面の投影面にある建物等の移転を実施してきたところである。

しかしながら、最近にいたり、高性能ジェット機が配備された飛行場が急増し、特に横田 および厚木飛行場の隣接区域は宅地化の傾向が著しく、横田飛行場の周辺においては進入表面区域の飛行場に近接する地区に住宅が密集しており、また、厚木飛行場の周辺においては近時における航空機事故の発生の事例からして、これら飛行場の周辺住民から強力な安全措置を実施するよう要望がある。

政府は、自衛隊及び駐留軍の航空機の特性に鑑み、周辺住民の安全をはかるとともに、航空機の航行の安全に資するため安全措置を強力に推進する必要がある。

なお、その他の自衛隊の飛行場についても必要に応じ、横田及び厚木飛行場に準じて有効適切な安全措置を実施する必要がある。

基地問題等関係懇談会了解説明事項

事 項	
1 本文「記1」の実施区域	移転補償を実施する区域として、防衛施設庁長官の定める区域は、原則として進入表面区域については着陸帯の先端から1,000mまでの範囲とし、移転表面区域については着陸帯の先端から1,000m以上の区域を除く範囲内において必要と認められる区域とする。
2 本文「記2」の実施区域	進入表面区域のうち、防衛施設庁長官の定める買収することができる区域は、原則として着陸帯の先端から500mまでの範囲とする。
3 本文「記3」として必要な措置	宅地化の傾向が著しい飛行場で進入表面区域1,000mの範囲に新たに住宅等が建築されないよう関係各省庁の行政指導等の措置をとる。
4 本文「記4」として必要な措置	「記4」の措置としては、現在横田飛行場等の周辺において建物等の移転を円滑かつ早急を実施するため、居住者等が移転に伴ない集団で宅地を造成するときは、道路、水路その他の公共施設の整備に要する費用を関係地方公共団体等に補助し、また借家人等が移転先の住居を入手することが困難である場合には公営住宅等への入居又は住宅の建設に必要な資金の貸付をあっ旋する等の措置を考えているが、個々の実情に応じ、そのつど検討のうえ措置したい。

昭和四十年九月二十九日

第五回福生町議会臨時会之議録(第二日目)

一 昭和四十年九月二十九日第五回福生町議会臨時会を福生町役場議場に招
集された。

一 出席議員は次のとおりである。

一番 細判晋一君	二番 岸 茂君	三番 高崎豊吉君
四番 川辺忠蔵君	五番 岩田 博君	六番 石川信義君
七番 杉本皆雄君	八番 上石捨吉君	九番 村野 弘君
十番 加藤清一君	十一番 高橋千春君	十二番 大沼秀伍君
十三番 大久保一郎君	十四番 塩野鉄之助君	十五番 笹本益夫君
十六番 大野行夫君	十七番 斎藤 博君	十八番 堀川 実君
十九番 中村国太君	二十番 田村匡雄君	二十一番 小堺仁七君
二十二番 林 幸男君	二十三番 中西虎蔵君	

一 欠席議員は次のとおりである。
欠席議員なし